

スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人神奈川県スポーツ協会が行うスポーツ振興事業及び組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会の設立の登記の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。